



第十五卷 第三號

(通卷第五十九號)

昭和五年七月發行

研 究

「胡旋舞」小考

石田 幹之助

一

唐代を通じて支那人の間には随分西域の歌舞・音曲・雜伎の類が喜ばれた。勿論この傾向は唐に始まるものではなく、遠く漢代にその源を發し、南北朝時代既にかなりの流行を極めたものであることは云ふまでもない。然しそのうち前代には未だ支那に傳來しなかつたか、それともそれ程人の注

意に上るまでに至らなかつたか、ともかく唐代になつて始めて記録に散見するやうになつたものに「胡旋舞」といふものがある。然らば「胡旋舞」とは如何なるもので、どの方面の國々の特技であるか——その邊のことを以下少しく述べて見ようと思ふ。卑見に依ればこれも唐朝の文明をかなり強く彩つたイラン文化の一例證として興味あるもの

であると共に、當代の支那風俗史を談ずるもの、見逃し得ない一題目かと思はれる。

二

「胡旋舞」とは先づ如何なるものであるか。詳しいことは後段に譲ることとし、とりあへず胡地に由来する旋舞——旋回しつゝ踊る一種の舞と解しておき、さてこの胡舞はいづれの地方から傳來したものであるか、之を最初に考へて見たい。

「唐書」(卷二二下)に據ると、開元の初に康國から各種の珍奇な産物と共に「胡旋女子」を貢したといふことがある。これは「冊府元龜」(卷九七一)に據ると開元六年(七一八)のことと思はれる。なほ「冊府元龜」(卷九七一)に據ると開元十五年(七二七)五月にも康國から「胡旋女」を上つたことがある。(三)次に「唐書」(卷二二下)米國の條を見ると、開元時代に「胡旋女」を獻じたことが出てゐるが、これは「元龜」(卷九七一及び九七五)の記載に照ら

すと開元十七年(七二九)正月甲寅のことであり、その數も三人と明記されてゐる。又「元龜」(卷九七一)には開元十五年五月に史國から「胡旋女子」と葡萄酒とを獻じたことが見え、更にその七月にその國王阿忽必多なるものが使を遣はして「胡旋女子」及び豹を上つたといふことがある。轉じて「唐書」(卷二二下)俱密國の項下を検すると、開元中にこの國から「胡旋舞女」を獻じたといふ記載があるが、これも「元龜」(卷九七一)の記事に據つて之をその七年(七一九)五月のことと定めることが出来る。

これらの記事を基として考へると、この「胡旋女」・「胡旋女子」・「胡旋舞女」は實は同じもの、異名であつて「胡旋舞」(又は略して「胡旋」)をよくする女子、即ち一種の danses であり、それが大體中亞ソグドの地、即ち康國・米國・史國・俱密等の諸國の名物であると共に、その舞ふ所の舞、即

ち「胡旋舞」が又これら諸地の特技であると思はなければならぬ。康國が今のSamargandであり、米國がMaimarghであり、史國がKesh(正しくはKesh)であり、而して俱密がKumudhであることは多くの學者の研究に依つて今日殆ど疑を容れぬ。たゞ(三)バミール山中の一角なる俱密の如き國などにも、かゝる舞なり舞女なりが存したことは些か疑はしくも思はれるが、若しこの疑にして理由がある場合には、この國の王がその西方ソグドの名物を購つて之を大唐の天子、彼等が謂ふ所の天可汗に上つたものと見てよろしからう。

按ずるに唐代に於いて、「胡」なる語は廣く北狄を指すと共に又西方の諸民族をも指し示した。西方諸族を指した場合には龜茲・于闐の如き東トルキスタンの住民を示した折もあれば(四)稀に西藏種の部族を意味した時さへある。葱嶺以西の文化諸國、波斯・大食を指したのは勿論のこと、印度方面ま

でも「胡」と稱し、その住民を天竺の胡と記してゐる。故に單に「胡」と云へばこれらの諸民族のいづれをも指し得るわけであるが、茲に又特にソグドの住民を限りて「胡」と云つた用例の存したことも著しい事實である。今この事實を顧みつゝ、前に引いた「唐書」其他の記述を思ひ合はす時は、「胡旋」の「胡」は正にソグドを指す意味に於ける「胡」であつて單に北地・西域の夷族を云ふ、汎稱として「胡」でないことを知了する。されば嚮に假に之を釋して「胡地に由來する」旋舞であると解したのは、爰に至つて「ソグドの特技なる」と書き改めていゝかと思ふ。

三

然らば「胡旋舞」とは如何なる舞か、之を述べる前にもう二つ三つ片付けておくべき問題がある。

第一は「胡旋」の伎が唐居に出づるといふ説である。白居易はその新樂府五十篇の第八、「胡旋女」(五)

の自註に「天寶の末、康居國之を獻す」と云ひ、又その本文のうちに「胡旋女、康居に出づ」と唱つてゐる。宋の錢易は或は之を承けたものか、その「南部新書」^(六)已集に同じく「天寶末、康居國獻胡旋女」と云つてゐる。が、この康居といふ稱呼には深く拘泥する必要はない。即ち當時の支那人は康國を以て康居の後とする謬見に捉はれてをり、現に高宗の永徽年間康國に康居都督府を置いて之を羈縻してゐるやうなわけであるから、^(七)その意味に於いて白氏以下が康國即ちサマルカンド地方を以て康居を稱したことは怪しむを須ゐない。之を *Sin Steppe* の地、漢代以來の眞の康居の地と考へることは殆ど無用のことに屬するばかりでなく、寧ろこれは避けねばならぬ解釋である。

次に注意すべきことは何であるか。初めに並べた如き史料を通觀すれば、「胡旋舞」はその舞女と共に専ら進獻に依つてのみ西域から東傳したものと

の如くに思はれるが、これは果して皆さうであつたらうか。否、これらは特にその妙手と稱せられたもの、又は聲色に於いて著しく倫を絶したものを、唐の朝廷への貢物として進奉した際のことから偶記録せられたゞけのことであつて、民間相互の間にも別に一つの流を通じて胡旋の舞伎が、なり多く唐の本土に來り住んでゐたことは想ふに足りる。他の西域の文物と雖も、すべて進奉の貢物としてのみ支那へ入つたものではない。王家より皇帝への使節にのみ伴つて傳來したものではない。之を思へば獨りこの舞伎のみがその列に非ずと云ふことは斷ずるを得まい。古來西域との交通の衝に當り、特に南北朝末から胡人の窟宅の觀があつた涼州(武威)の如き、唐代に於いて「百戲撿亂を競ひ、」丸劍・跳躑・獅子・胡騰の類が盛に行はれた^(八)地に於いては、之を明記した史料にこそ接しないが胡旋の伎も行はれたに相違あるまい。甘州(張

掖)・肅州(酒泉)の如き、同じく河西の要區にして又胡人の來り住むものゝ多かつた地方も同様であらう。果して然りとすればそれらが進獻の舞女が行ふものでないことは申すまでもない。之を首都に考へるも、貢物としての「胡旋女」は太常に隸して教坊に屬し、容易には庶人の目に觸れる機會がなかつたかも知れないが、慈恩・青龍諸寺の如き、當時既に有名なる戲場の所在地には恐らく流寓の樂工などゝ一座して、胡地の舞踊を以て市民の一粲を博したものがあつたらうと思ふ。

注意すべきことはもう一つある。それは最初に引いた記録に據ると、「胡旋」を舞ふものは一に女子であつた。然しこの伎を能くするものはすべて dancers であつて男子のそれはなかつたであらうか。これは徵すべき史籍の記載が乏しいが、必しも女子に限つたものではなかつたらしい。唐の姚汝能の「安祿山事蹟」(卷上)や、「舊書」(卷二〇

〇)の安祿山の傳などには、祿山が玄宗の御前に於いて「胡旋舞を作した」といふ記事が見える。彼は唐の東北境に育つた雜胡ではあるが、その環境には西胡の來住するもの甚だ多く、著しくイラインの文化の色彩に富んでをつたから彼がこの伎に堪能であつたことは怪しむに足らぬ。依つて他にも、胡人出身のものには或は男子にしてこの舞を能くするものがあつたかも知れない。少くも一概にこれは女子の伎であると定めてしまふのは武斷であらう。たゞその主として女子の舞ふものであることは常識から見ても茲に云ふまでもないことである。

四

然らば「胡旋」とは如何なる舞か。これは文字の示す通り胡地に出づる「旋舞」であつて左旋、右轉、旋回の舞踊であることは先づその字面からも判斷がつく。「通典」(卷一四六、四方樂の條)には康國

の樂を記して「舞、急轉風の如し、俗に之を胡旋と謂ふ」とあり、「舊唐書」(卷二八)の音樂志にも同様のことを記してある。胡旋が康國のみの特技でないことは既述の通りであるが、然しそれが右の如く風のやうに急舞轉旋するものであることだけは明かである。現に安祿山がこの舞をなした時の姿を形容してその「事蹟」や「舊唐書」(共に前掲の個處)は「疾きこと風の如し」と記してゐる。白氏の樂府には

胡旋女、胡旋女、

心は絃に應じ手は鼓に應ず。

絃鼓一聲、雙袖舉り、

廻雪飄々轉蓬のごみ舞ふ。

左旋・右轉疲るゝを知らず、

千匝萬周已む時なし。

人間、物類の比すべきなく、

奔車も、輪、緩にして旋風も遅し、

と唄つてあり、(一四)元稹の「胡旋女」にも

天寶末ならんミ欲して、胡、亂れんミ欲す、

胡人、女を獻ず、能く胡旋す。

胡旋の義、世知る莫きも、

胡旋の容、我れ能く傳ふ。

蓬、霜根を斷ちて羊角のごみ疾く、

竿、朱盤を戴いて火輪のごみ炫く。

羈珠の逆珥、飛星を逐ひ、

虹暈の輕巾流電を掣す。

潜鯨暗に喻ふす笄海の波、

回風亂舞、空に當つて散ず。

萬過其れ誰れか終・始を辨じ、

四座、安ぞ能く背・面を分たん?

(一五)

と詠んである。元氏の詩句中には少しく解しにく
いものが無いでもないが、要するに非常なる勢ひ

を以て旋回舞踊するのがこの舞の特色である。さればこそ、段安節の「樂府雜錄」^(一六)「唐末の書」はその「舞工」の條に、舞に「建舞・軟舞・字舞・花舞・馬舞〔の諸舞が〕有る」旨を云ひ、その軟舞曲に對する健舞曲のうちに「稜大・阿連・拓枝・劍器・胡旋・胡騰が有る」と云つてゐるのは尤もなことで、疾風の如き旋舞は正に健舞と云つて然るべきものであらう。錢易が上に引いた天寶の末康居國胡旋女を獻す云々の條に、之に注して「蓋し左旋右轉の舞なり」と稱したのは、稍、盡さざる嫌ひはあるが簡にして要を得た解である。それにも拘はらず、故シヤヴァンヌ教授は「胡旋」の義に就いて未だ明解を與へしもの知らずと云ひ^(一七)、又余は未だこの語の精密なる對音を定むる能はずと云ひ、一時は之を「國の名歟」とまで疑つたのはどうしたことであらう。ラウフアー博士の博學を以てしてまた之を地名となし、「胡旋」を以て Khuarism (Xwarism)

即ち花刺子摸と解し、「胡旋女」を Dancing-girls of Huisian 胡旋 (Xwarism) と譯されたのもうしたことであらう。ラ氏の譯の非なることは既に我が桑原博士が指摘せられた通りである。^(二〇)

五

然らばこの舞はたゞ飛旋急轉するだけのものであるかどうか。これはたゞそれだけのものと、小さな鞠の上へ乗つて爾く急々轉旋するものと二た通りあつたかに思はれる。後者の確にその一種として存したことは、やはり「樂府雜錄」の俳優の條に、「骨鹿舞」と「胡旋舞」を釋いて「俱に一小圓毬子の上に於いて舞ふ。縱橫騰踏、兩足終に毬子の上より離れず、甚妙かくの如し」と云つてあるのに徴すべきであるが、^(二一)そのすべてがみな鞠上に舞つたものでもないと思はれるのは、前引元・白二氏の樂府が更に毬子のことと言及する所なきを以てである。

それでは舞工の服装などはどんなであつたらう

か。杜氏の「通典」(卷一四六)は「俗謂之胡旋」と記した前記康國樂の條に、「舞、二人、緋の襖、錦の袖、綠綾の渾襠袴、赤皮の靴、白袴奴」と述べてあるがこれでその一斑は分るかと思ふ。たゞ「舊唐書」の音樂志(卷二八)には「錦の袖」を「錦の領・袖」に作り、「綠綾の渾襠袴」を「綠綾の襠袴」に作り、「白袴奴」を「白袴帑」に作つてゐるが、第一はともかく、第二第三はその方が正しいかと考へる。然し乍らこれは宮廷に於ける康國樂としての胡旋舞の際に見るものであつて、民間に入つたものなごも常に斯くあつたか否かは不明である。その舞工の數とても同様である。常に二人であつたかどうかが、時に一人孤舞のこともあらうし、又三人四人舞ひつれることもあつたであらう。否、獨りこれは舞者の數、その服裝のみに止らず、之に伴ふオーケストラに就いてもさうではなかつたかと思

はれる。

そのオーケストラのことであるが、この舞に伴ふ音樂は如何なるものであつたか。今その歌詞も樂譜を傳はらぬことゝてこれは知る由もないが、その用ゐた樂器には「笛鼓二、正鼓一、小鼓一、和鼓一、銅鈸二」とあるから(「通典」「舊唐書」共に上掲の條)、當代の音樂樂器に詳しい士が考へられたならば、その大概は或は之を彷彿することが出來ようかと思ふ。たゞすべての場合オーケストラがこれだけの樂器から成つてゐたかどうかは今云つた如く疑問がある。現に白氏の樂府には「心絃に應じ、手、鼓に應ず」と唱つてあるが、右の樂器の表のうちには絃樂器らしいものは一つも出てこない。この際の「絃」が琵琶か阮咸か、それとも箏候か、それは分らないとしたところで何か絃樂器が奏されたものと見なければならぬ。尤も詩の句を捉へて無用の詮議だてをするなどといふ批

評はあらう。然し詩歌を引いて之を史料とする時の用意は余も亦多少は心得てゐる積りである。この際の如きは之を單なる言葉の綾として退け去るべきものであらうかどうか。

序を以てその樂工の服裝のことを紹介すると、

同じく「通典」の康國樂の條に「康國樂二人、皂くろき絲の布の頭巾、緋の絲の布の袍、錦の袷あはせ襦じゆ」とある。但し「舊唐書」の前記の條には「二人」を「工人」に作り、「袷襦」を「領」に作つてゐるが、少くも「二人」は「通典」の誤で（と云ふよりその通行本の誤りといふべきであらうが）「工人」が正しい。（前後を通讀すればすぐ分る事であり、又使用の樂器を上述の如く幾種も數へてある點から見ても二人が誤であることは餘りに明白である）。

六

さてこの伎を演じこの樂を奏する際、舞者又は樂人の唱へた歌詞は胡語であつたらうか漢語であ

つたらうか。勿論特殊の場合はそれ／＼あつたことであらうが大體に於いては胡語であつたらうと思はれる。その徴は間接乍ら之を他の胡地の特技にして同じく當時支那人に喜ばれた類似のものを詠じた詩句などに求め得る。「胡旋」に最も縁の近い「胡騰」といふ跳躍的な舞踊を詠んだ中唐の詩人李端の詩に

胡騰、身は是れ涼州の兒、

肌膚は玉の如く、鼻は錐の如し。

桐布の輕衫前後に巻き、

葡萄の長帶一邊垂る。

帳前跪いて作す本音の語、

拾襟攪袖、君が爲に舞ふ。

…………… (三三)

とあつて、「本音の語」を作するとある。これは涼州の産であるとしても、こゝは特に西胡の多かつた土地であつてこの舞工が胡人であつたことは「肌

膚は玉の如く」云々の句が明證する。又胡騰を踊るものに遙々中亞から支那に來てゐたものゝあつたことは同じく中唐の詩人劉言史の「王中丞の宅に、夜、胡騰を舞ふを觀る」の詩に、

石國の胡兒、人見るこも少なかり、

尊前に蹲舞して急なるこも鳥の如し。

……………

とあるに見ても明かである。石國は中亞 Ferghana の Tashkend であるが、この地方出身の舞工なども恐らくはその地の土語、即ち「本音の語」で歌を唄ひつゝ胡騰の伎を演じたのではないかと思ふ。

果して然りとせば、「通典」(卷一四六、四方樂の條の末段)に、「又新聲の河西より至るものあり、胡音聲と號す。龜茲樂・散樂と俱に時に重んぜられ、諸樂咸な之が爲に少しく寢む」とある胡音聲なども或は之を胡語を以て歌ふ新來の音曲ではなかつたかと考へる。この場合勿論新聲なり胡音聲

と云へば曲調の新しきを指し、又その胡風なるを示すとも推し得るが、前記の如き事實ありとすれば右の如く解することも試みうるかと思ふのである。若し斯様のこともあつたとすれば、元・白二氏の樂府に製した「西涼伎」の如きものうちには或はその本國の言語を以て感慨を歌ひ、事を叙べたものもあつたのではないかと思像する。これはいづれも想像であつて確たる證を缺くものであるが、その缺く所の證とは要するに文獻上の證據であつて之無きの故を以てその事なしとまでは云ひ得ないものに屬する。かくの如く考へ來る時、右の想像は全く無用無稽なる空想として棄て去らるべきものであらうか。左様の場合もあつたらうといふ程度に於いて、大方の賛同を得られないものであらうか、偏に博雅の垂教を待つ所以である。

七

最後に、この「胡旋」を舞つてゐるところをもう

少し具體的に、直接目に訴へる形に於いて之を彷彿せしむるものは残つてゐないであらうか。之を考へて見度い。然しこれは的確にさうだといふ種類のものは今日無いと答へるのが寧ろ正しいかと思はれる。が唯一つ、Herbert Miller氏が指摘した

(三五) やうに、もと端方氏の祕笈のうちに在つた尉遲乙僧筆と傳ふる「天王像」(二二六)の下部に見える圖様は、或

は「胡旋」の舞女と伴奏の樂工とを現はしたものかとも思はれる。別に積極的の證左はないが、繪畫の鑑賞に一隻眼を具ふるミューラー氏の洞察したやうに、右足に全身の重みを支へながら、強く、而も輕やかに舞ふ乙女の容姿は確に旋回の舞を舞ふものと見られよう。たゞ此場合、その足は靴を穿たず跣足であることゝ、彼女がだゞ一人であることが、樂工の數や、その樂器の種類など共に「通典」以下に記された「胡旋」の趣とは出入があるのを注意しなければならぬが、それは前にも述

べたやうに、宮廷的な、謂はゞ正式(?)なもの以外のもとの考へて考へられぬものでもない。現に琵琶の伴奏があつたらしいことは白氏の「胡旋女」からも想ひ得ることである。

この繪以外にもなほ或は「胡旋」を描いたかと思はれるものがないではないが、その確からしさは右の繪よりは一層下るものと考へるので詳細は差控へるが、好學の士の研究を俟つ爲にその一端を記して見る。それは敦煌石窟の壁畫やそこから發見された他の佛畫のうちに、或る本尊の前に一隊のオーケストラを控へて壇上に獨舞又は雙舞してゐる女子が随分多ク數へられることである。(二七) 一ツ(Stein, Ruins of Desert Cathay, II, fig. 202) 見えるもの)などは如何にも旋舞の狀が觀取出來るものゝ好例であるが、それは畫面全體の主意なり希置なりから考へて所謂「胡旋」であるかどうかは分らない。ミューラー氏の立場の如き、單に舞

者を描いた繪畫の筆力其他を對比して、「天王像」のそれを頗る動的となし、敦煌のそれらを非常に靜的となす如き、鑑賞上の比較資料とはなし得るが、「胡旋」の姿を徵すべき資としては甚だ心もとない。然し、今も申す通り、専門の士が丁寧に觀察せらるゝに於いては或は吾等の希望する材料を求め得るかも知れないのでこの一言を附加した次第である。

參照

- 一、「唐書」には「開元初賁子甲・水精栢・碼碯瓶・駝鳥卵及越諾・侏儒・胡旋女子」とあり、「元龜」には開元六年の條に「是年康國遣使貢鑽子甲・水精盃・瑪瑙瓶・馳鳥卵及越諾之類」とあり、後者には「胡旋舞女」を落してゐるが同じことを記したものと認められるので「唐書」の所載をこの年のものに繋る。
- 二、Chavannes, Documents sur les Tou-kin (Turks) occidentaux 及び同氏の Notes additionnelles sur les Tou-kin (Turks) occidentaux は共にこの一條を看過してゐる。
- 三、Tomashuk, Margant, Chavannes 諸氏は云ふ迄もなく、近くは白鳥博士の「粟特國考」(「東洋學報」第十四卷第四號、大正十三年十二月) 或はその英譯 (Mem. Res. Dep. Toyo

Danko, No. 2, 1923) を參照ありたし。因にこれらの諸國の特伎をすれば、必しも記録に見ゆることなしとするも、この伎が他のソグディアナの諸名邑、何・安・穆・曹等の諸地にも行はれてゐたことを強ひて拒む必要はないかと思ふ。ザルーフシヤンの流域、即ち所謂「河間の地」の文化は大體相似たものであつたと思はれるので、推測は必しも根據のないものではない見られまい。吾等は敢てこゝまで深入りして考へる必要はなく、この舞が記録に見えた限りの地をその本地とするものであることを云ふに止めて可なりと認めるが、少しの想像を許すならば右の如く考へても差支ないかと思ふ。

- 四、「羌胡據西州、近甸無邊城、山東收稅租、養我防塞兵、胡騎來無時、居人常震驚……」(「張籍」西州)、「全唐詩」卷十四。
- 五、「全唐詩」卷十五。

- 六、「學津討原」所收本に據る。
- 七、「唐書」卷二、百二十一下、康國の條。
- 八、元稹の「西涼伎」に「……哥舒開府設高宴、八珍九醞當前頭、前頭百戲競撩亂、丸劍跳躑霜雪浮、獅子搖光毛彩豎、胡騰醉舞筋骨柔……」である。丸劍は弄丸・舞劍の兩伎を云ふのであらうし、獅子とは白居易の「西涼伎」に見えるやうな獅子舞を指すのであらう。白氏の詩に云ふ「西涼伎、々々々、假面胡人假獅子、刻木爲頭絲作尾、金銀眼睛銀帖(或は貼)齒、奮迅毛衣擺雙耳……」(「全唐詩」卷十五)。胡騰に就いては下記

〔二三〕、〔二四〕を見られ度し。

涼州に胡人、特に西胡の多かつたことは少くとも南北朝時代からは明白なる證據がある。「元和姓纂」卷四や、「新唐書」卷七十五下、宰相世系表に見える安難陀に關する記事、即ち彼及びその子孫が後魏の時代既に西域より移り來つてこの地在住の祇教徒の統領となつたことなどは最も、一例で、桑原博士が一再ならず指摘せられた通りである。「史林」大正十三年十月、「陳垣氏の元西域人華化考を讀む」一一八一—一九頁、「内藤博士還曆記念支那學論叢」所載「隋唐時代支那に來住した西域人に就いて」六一—一六一二頁。その隋唐時代のことに就いては上記桑原博士の論文中後者の六三〇頁參看のことに、甘州(張掖)に就いては「隋書」卷六十七、裴矩傳、肅州(酒泉)に就いては「北史」卷九十二、和士開傳後の安吐根の傳を參考のこと。北周時代河西諸郡に西域の金銀貨が通用したことなどは在住の西胡が多かつた證とするに足りる。「隋書」卷二十四、食貨志。以上三條、共に桑原博士の既に指示せられた所に據る(上掲内藤博士記念論叢所載論文六〇八頁其他)

一〇、慈恩寺・青龍寺・薦福寺・永壽尼寺等に戲場があつたことは(桑原博士も早く注意された如く)「南部新書」戊に「長安戲場多集于慈恩、小者在青龍、其次薦福・永壽尼……」云ふ記事に依つて明かである。慈恩寺に戲場があつたことは、なほ宣宗の時萬壽公主がその夫の弟の病氣の際にも拘らず、之を見舞ふことなせず戲場を見に行つてゐては、宣宗に叱られ

たといふ張固(唐)の「幽閑鼓吹」の所傳にも徵することが出来る(今座右にある「顧氏文房小説」本に據る)。又李綽の「尚書故實」(「太平廣記」卷四百四十三、畜類九所引)には「京國頃歲街陌中、有聚觀戲場者、……」といふ記事があるから市中各處になほ存在したものと思はれる。

一一、「學海類編」本より繆荃孫氏輯「藕香零拾」本が佳であるが、こゝに引く部分に變りはない。

一二、桑原博士前掲論文(第二の方)參照。根據は「安祿山事蹟」や「舊唐書」卷百八十五下宋慶禮の傳などにある。

一三、「唐書」卷九十九、李綱傳には「隋末唐初の安國(Bokhara)出身の安叱奴を舞、胡と云つてある。即ち男の舞人である。桑原博士前掲論文(第二)六一四頁參考)。

一四、「全唐詩」ならば卷十五。

一五、同上。

一六、「守山閣叢書」所收本に據る。これには錢氏の校語もあり逸文も輯録してあつて最佳の本である。

一七、Notes additionnelles sur les *Tou-Kiue occidentaux*, (Young Pao, 1904), p. 41, Note 1: Le terme *Hou-Sien* n'a pas encore été expliqué d'une manière satisfaisante.

一八、*Tsit*, p. 47, Note 5: Je n'ai pu déterminer la valeur exacte de ce terme……

一九、Documents sur les *Tou-Kiue (Turcs) occidentaux*, p. 330 (Index): Hou-Sien……Pays?.

「胡旋舞」小考 (石田)

二〇、Sino Franica, p. 494.

二一、「史林」大正十二年

二二、宋の王鑑の「唐語林」(上海涵芬樓印行の活字本は體裁は

悪いが内容は刊本中最も佳なるものと思ふ。その巻五、十七

枚表)に「今樂人又有鬪毬之戲、作彩畫木毬高一二尺、女妓登

躡毬轉而行、縈回去來無不如意、蓋古鞠鞠遺事也」と記した

一戲が見えるが、これは單なるたまりのりて胡旋ではあるまい

二三、念の爲全詩を示し、胡騰とは如何なるものであるかを推

想する一端に供する。次の(二四)に擧ぐるものをも參照のこ

ろ。

胡騰身是涼州兒、肌膚如玉鼻如錐、桐布輕衫前後卷、蒲荷長

帶一邊垂、幘前跪作本音語、拾襟擲袖爲君舞、安西舊牧收淚

看、洛下詞人抄曲興、揚眉動目踏花毬、紅汗交流珠帽偏、醉

却東傾又西倒、雙靴柔弱滿燈前、環行急蹴皆應節、反腰叉手

如却月、絲桐忽奏一曲終、嗚々畫角城頭發、胡騰兒、故鄉路

斷知不知。(全唐詩)卷十一、胡騰兒。

二四、全詩は左の如し。「全唐詩」卷十七。王中丞(武俊)は契丹

出身の藩鎮で「舊唐書」の卷百四十二、「唐書」の卷百三十六に

傳あるその人と同じであらう。

石國胡兒人見少、踰舞尊前急如鳥、織成蕃帽虛頂尖、細氍胡

衫雙袖小、手中拋下蒲萄盡、西顧忽思鄉路遠、跳身轉毬發帶

鳴、弄脚纒紛錦靴軟、四座無言皆瞪目、橫笛琵琶獨頭促、亂

騰新毯雪朱毛、傍拂輕花下紅燭、酒闌舞罷絲管絕、木槿花西

見幾月。

これらの詩で見るま胡騰の舞工は男子らしく思はれるが、宋の教坊には小兒隊十のうち第四に醉胡騰隊なるものがあるがこれは女子らしく思はれる。

二五、Der Déarâta des Wächthilf I-sing, Hirth-Handschrift, Ostas. Zeitschr., 1919-20, SS. 300ff.

二六、始めて有正書局の「中國名畫集」第二輯に玻璃版として掲

出され(一九〇九年)、次いで中村不折・小鹿青雲兩氏の「支那

繪畫史」にも轉載され(一九一三年)、又前記ミユラー氏の

論文にも複製されてゐる。ミユラー氏はなほ舞女を樂工と

を線畫を以て分り易いやうに描出して併せ掲げてゐる。(S. 300

3, Alt. 1-3)

因に舞女の布いてゐる圓形の毯(毛織の席)はイラン方面の

産らしきものをミユラー氏の云へる通りである(Müller, *op.*

cit., S. 308)。これが唐代にソグド方面から屢々貢獻された「

舞筵」なるもののやうであらう。

二七、Pellicot, *Les grottes de Tchen-Houang, I et seq.* Stein, *The Thousand Buddhas* なる參考の「」。

〔附記〕本篇に引用した「全唐詩」の卷数は便宜上すべて老石印本のそれを示したものである。

(昭和五年三月稿)